

## はじめに

命令という概念は、言語学や哲学のみならず、法律学、政治学、そして倫理学といった様々な学問の接点に位置している。本論文の目的は、軍隊の上官が部下に対してする命令や、国家が国民に対してする命令にその典型が見出されるような命令という言語行為の特徴を、オースティンとサールの研究に加えて、法律学や政治学における議論を援用しつつ考察し、明らかになったことを踏まえて道徳と命令の関係について検討することである。

1節ではまず、本論で焦点を当てる発語内行為というものが何であるかを、発語行為と発語媒介行為との違いから説明し、発語内行為のレベルに定位して、命令の特徴を分析する。2節では、命令と代理行為の類似性に着目し、民法学の議論を命令の分析に応用する。この節ではさらに、ロバート・フィルマーとジョン・ロックの間でなされた論争を振り返り、国家権力を正当化するために二者が採用したロジックが、民法学において代理権が正当化される二つの経路に対応していることを論じる。3節では、1節と2節で明らかにされたことを踏まえて、道徳的言明が命令であるという立場と、命令が道徳の起源であるという立場をそれぞれ批判する。

本研究はまだ構想段階にあり、参照した文献に関して、原文に即して関連性を検討する作業が行なわれておらず、また論証の随所にも不完全な所があると思うが、疑わしい点、不十分な点については、是非御教示を賜りたい。

## 1. 発語内行為としての命令

### 1.1. 発語内行為とは何か？

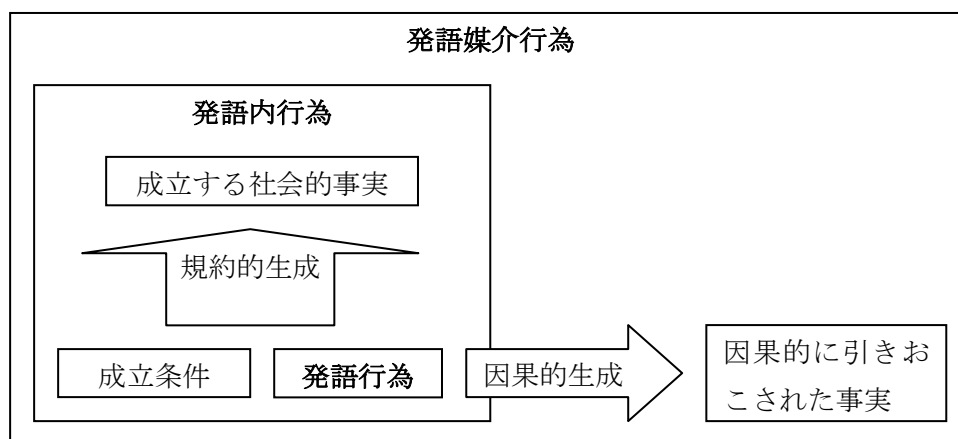
言葉を使って何かをすることは、一般に言語行為と呼ばれる。オースティンの著書『言語行為』によれば、言語行為には、発語行為 [locutionary act]、発語内行為 [illocutionary act] (=発語行為のうちでする行為)、発語媒介行為 [perlocutionary act] (=発語行為によってする行為) の三つレベルを区別することができる (オースティン、1978)。本論では、その中でも発語内行為のレベルに焦点を合わせて言語行為を論じていく。そこでまずは、発語内行為とはいかなるものかを、発語行為、発語媒介行為と対比する形で説明したい。

例えば、深夜に帰宅した太郎が妻の花子に、「帰宅が遅かったのは、会社で残業していたからだ」と釈明したとしよう。この言語行為には、ある一定の意味と指示対象を伴って何ごとかを言う、という発語行為のレベルが含まれている。発語行為の中には、太郎が「キタクガオソカッタノハ、カイシャデザンギョウシテイタカラダ」と発声する音声行為、太郎が日本語の「会社」や「残業する」という語を用いる用語行為、そして「会社」という語でもって太郎が勤めている会社のことを指示し、「残業する」という語でもって残業することを意味するというような意味行為のレベルをさらに識別できよう。

太郎は、このような発語行為をすることのうちに [in] 花子に釈明をしている。この釈明という言語行為は、発語内行為のレベルに属している。発語行為と発語内行為が区別されるのは第一に、後者が前者にはない成立条件を背負っており、その条件が満たされないと、発語行為としては全く同じでありながら、発語内行為としては全く違ったものになってしまうということがあるからである。一般に発語内行為は、その成立条件として聞き手の存在を要求している。太郎が花子の聞いていない所で上の発語行為をしたとしても、それは釈明にはなるまい。より明快な例を挙げると、何かを宣言するという発語内行為が成立するには、単に聞き手が存在するだけではなく、もっと厳しい成立条件が課せられているだろう。例えば、第166回通常国会を開会するためには開会の宣言が必要であるが、「第166回通常国会を開会します」と発する発語行為によって実際に国会の開会を宣言できるためには、発話者は議会に選ばれた代表者でなければならないし、発話する場所は国会議事堂の本会議場でなければならない、しかもしかるべき日時に発しなければならない。

発語行為と発語内行為が異なる第二の点は、後者は前者と違って、発語行為によって成立した社会的事実を含む、という点である。成立する社会的事実の中には、そのような発語内行為を行なったという事実自身も含まれるが、それに加えて、大抵は別の社会的事実も成立する。釈明であれば、釈明した者は、その言葉が真実であることについて一定の責任を負うことになるだろう。太郎が嘘の釈明をしていたことが後で判明したときは、太郎は非難されることになる。宣言の例では、宣言したという事実のほか、宣言された事柄自体も成立する。「第166回通常国会を開会します」と宣言することによって、実際に第166回通常国会が開会されるのである。

さて、花子は太郎の釈明に一応納得したとしよう。太郎の側に立って記述すれば、太郎は釈明することによって [by] 花子を納得させたわけである。この納得させるという行為は、発語媒介行為に分類される。発語内行為と発語媒介行為の違いは、前者と違って後者には、発語行為によって聞き手に因果的に引きおこされた変化が含まれるという点である。因果関係が絡むため、話し手が同じ発語内行為を行なっても、聞き手の側の事情によって異なる発語媒介行為となってしまうことがある。太郎が釈明しても花子は納得せず、逆に見え透いた嘘をつく夫に対し怒りを露にするかもしれない。このような場合太郎は、花子を怒らせる、という発語媒介行為を行なったことになる。下図は、言語行為の三つのレベルを図式化したものである。なお、「規約的生成」と「因果的生成」という語は、ゴールドマン (Goldman, 1970) から借用した。



本論では、発語行為や発語媒介行為のレベルではなく、発語内行為のレベルに定位して命令の特徴を考察していきたいと考えている。例えば、命令形の文の発話に着目しようというのは、発語行為のレベルに定位した研究である。このレベルでは、「おやすみなさい」、「金を出せ（銀行強盗が銃を向けつつ銀行員に）」、「困っている人がいたら助けてあげなさい（人に説教するとき）」等々の発話は、全て命令形の文の発話として、ひと括りにされる。私が考えていきたい命令というのは、これらのことではない。実際私は、発語内行為のレベルでは、これらはどれも命令ではないと考えているのである。

また例えば、聞き手に行動の変化をもたらすような言語行為に着目しようというのは、発語媒介行為のレベルに定位した研究である。このレベルでは、話し手の依頼に聞き手が応じた場合も、話し手の助言に従って聞き手が行動を起こした場合も、話し手の脅しに屈して聞き手が言いなりになった場合も、「聞き手に行動の変化をもたらした言語行為」とひと括りにされるだろう。だが、私が考えていきたい命令というのは、これらのことではない。実際私は、これらはいずれも発語内行為のレベルでは命令ではないと考えている。

命令という概念は、命令形の文を発することや、話し手が自分の望む行動を何らかの強制力によって聞き手に取らせることを通常は含んでいる。だが今後は、次節で論じるような、発語内行為レベルでの一定の特徴を有する言語行為のみを命令と呼ぶことにしたい。このことは、日常的には命令と呼ばれるような言語行為の多くが、この論文では命令と見なされないということの意味している。命令の概念をこのように厳格に取るのは、3節で道徳と命令の関係を考察する際に、無用な混乱を回避するためである。

## 1.2. 適合志向的言語行為

『表現と意味』においてサールは、発語内行為を、断言型〔assertives〕、行為拘束型〔commisives〕、指令型〔directives〕、宣言型〔declaratives〕、表出型〔expressives〕の五類型に分類した（サール、2006）。それぞれの型には、具体的には以下のような言語行為が含まれている。

断言型：主張する、報告する、証言する、説明する

行為拘束型：約束する、誓う、意図を表明する

指令型：命令する、指図する、依頼する、質問する

宣言型：命名する、議会を開会する、首相を任命する

表出型：挨拶する、謝罪する、祝う、感謝する

この節では、サールの分類を大部分踏襲しつつも、新しい分類枠組みを提示し、その枠組みの中で命令という発語内行為の位置を確認することにしたい。

発語内行為を、まずそれが言葉と世界の適合〔fitness〕が問題となるものかどうかによって、大きく二つに分類してみよう。ここで言葉と世界の適合とは、主張文ではそれが表す命題が真であるということ、約束文や命令文ではそれが表す命題が実現されるということの意味している。主張や約束や命令に代表されるような、言葉と世界の適合が問題となる発語内行為のことを、私は「**適合志向的言語行為**」と呼ぶことにしたい。これはサールの分類では、断言型と行為拘束型と指令型の三つを含む概念である。

適合志向的言語行為の第一の特徴は、**不適合の可能性が存在する**ということである。不適合とは、主張されたことが偽であった場合や、命令や約束が履行されなかった場合を指している。宣言型と表出型の発語内行為には、このような不適合の可能性はない。宣言や表出にも、発語内行為の成立条件を満たさないために不成功に終わるという可能性はある。しかし、成功裏になされた宣言や表出は、それ自身が言及された事実を作り出すため、言葉と世界が適合しない余地が存在しないのである。

適合志向的言語行為の第二の特徴は、言葉と世界の適合には、**適合の方向〔direction of fit〕**があるということである。適合の方向は、主張のように〈言葉を世界に〉である場合と、約束や命令のように、〈世界を言葉に〉である場合の二通りがある。両者の違いは、実際に不適合が生じた場合に、誤りであるとされ、修正されるべきなのが言葉と世界のいずれであるのかを考えてみれば分かるだろう。偽なる主張をした場合は、誤りであり、修正されなければならないのは言葉の方である。それに対して、約束や命令が履行されなかった場合は、誤りであり、修整されなければならないのは世界の方である。

適合志向的言語行為の第三の特徴は、不適合の可能性があるために、不適合が生じた場合に、誰がその責任を負うかが予め決まっている、ということである。責任を負うのは、主張と約束では話し手であり、命令では命令された聞き手である。以後はこの責任のことを、「**適合の責任**」と呼ぶことにしたい。

個人的にコミットするのとは異なり、責任というのは他者関係の中で生じる社会的なものである。人は、何かを信じたり、何かを計画したりすることによって、様々な事柄にコミットしている。また信念と計画とでは、前述した適合の方向の違いに相当する違いがあるのも事実である。ある人が、「月の裏側は表側よりもでこぼこしている」と主張したとしよう。その人は、その主張をずっと以前から、月の裏側は表側よりもでこぼこしているということにコミットしていたに違いない。だが彼は、そのように主張することによってはじめて、それが正しいことについて

他者に責任を負うようになるのである。適合志向的言語行為にはこのように、新たな適合の責任を生じさせる力がある。責任を負うこととコミットすることの違いは、ある人が、コミットしていない事柄について責任を負わなければならなかったり、逆にコミットしていても責任を負わなくてもよいということがあったりすることからも明らかである。前者の例は嘘をつく場合であり、後者の例は、自分の信念や意図を他人には明言しない場合である。

これまでの所、「適合志向的言語行為」という用語を導入した点以外では、サールの分類に寄り添ってきたが、ここからはサールと袂を分かつことにしたい。サールは依頼と質問を命令と共に指令型に含めるのだが、私は質問や依頼を命令とは区別したいのである。サールが依頼と質問を命令の一種と考えるのは、依頼も質問も、つまるところ聞き手に応答を命令することだとされるからである。だが、応答の命令というのは、命令とはいっても極めて特殊であり、これを軍隊の上官が部下に命令する場合を典型例とするようなその他の命令と同じ分類に括ることは、混乱の元になるだろう。しかも、応答の命令という契機は、挨拶や呼びかけという、サールが表出型に分類する発語内行為にも含まれているのである。この点については付録4で詳しく論じたい。

私が質問と依頼を命令と切り離すのには、別の理由もある。質問は聞き手に主張を促すこと、依頼は聞き手に約束を促すことであると見なすことができ、これらを命令と対比させると、命令の特徴を一層際立たせることができるのである。質問や依頼は、聞き手がそれに対してしかるべき形で答えることによって、聞き手に適合の責任を生じさせる。例えば「お前もう結婚してんの？」という質問に対し、聞き手が「おう、してるよ」と答えると、その答えを以って聞き手は主張したことになる。また、「すみません、明日例の本を持ってきてくれませんか？」という依頼に対し、聞き手が「わかりました」と答えると、その答えを以って聞き手は約束したことになるだろう。

質問や依頼は何ら責任関係を生じさせないので、それ自身は適合志向的言語行為ではない。だが、質問は主張と、依頼は約束と同じ適合の方向を持つと見なして、便宜的に下の表のようにこれまで論じてきたことを纏めることができる。斜線になった部分の発語内行為がなぜ存在しないかについては、付録1で考察しよう。

適合の責任\適合の方向	言葉を世界に	世界を言葉に
話し手が責任を負う	断言型	行為拘束型
聞き手が責任を負うよう促す	質問型	依頼型
聞き手に責任を負わせる	/	命令型

命令とは、命令型に属する発語内行為の総称である。命令は適合志向的言語行為の一種であり、〈世界を言葉に〉という方向の適合の責任を聞き手に負わせるような発語内行為である。この節の残りの部分では、命令とよく似ているが、この条件を満たさないために命令とは見なせない発語内行為を一つずつ除外していこう。

第一に、聞き手に適合の責任を負うかどうかの最終決定権があるような言語行為は、命令ではない。そのような発語内行為は依頼型に属することになる。例えば、部活動で先輩が後輩に、部活動と直接関係ないような雑用を押し付けるような場面での、「おい、お前ポカリ・スウェットを買って来い」は、命令ではなく依頼である。というのも、依頼を断った場合の不利益が大きいた

めに、実際には従わざるをえないかもしれないが、その不利益を度外視すれば、聞き手も依頼を拒否することができるからである。

第二に、人は助言することによって、聞き手に行動の変容を促すことがあるが、これは命令ではない。「レポートは明日までに提出した方が良い」と言って聞き手にレポートの提出を促す時、本当に提出した方が良いかについて適合の責任を負っているのは話し手である。例えば、レポートの提出期限が実は明日ではなく、一週間後だったとしたら、話し手は聞き手に後日責められるだろう。したがって、助言は断言型に属していることになる。

第三に、脅しはしばしば命令形でなされるが、命令ではない。銀行強盗が銃をちらつかせながら「金を出せ！」と叫ぶ場合は、「金を出せ！さもなければひどいぞ」という約束の省略形であると私は考えたい。脅しを約束の一種とみなすことに抵抗を感じるのは、ひとえに脅しにおける約束が、聞き手にとっては履行して欲しくない約束だからである。脅しのように、言うことをきかなかつたら聞き手にとって望ましくない状態をひき起こすと言って、話し手が聞き手に何かをさせることは、ネガティブ・サンクションと呼ばれている。英語では一般に「P, or Q」の形で表明される。これと対になる概念はポジティブ・サンクションであり、これは言うことをきけば聞き手にとって望ましい状態をひき起こすと言って、話し手が聞き手に何かをさせることである。英語では、「P, and Q」の形を取る。ポジティブ・サンクションの例は、「お遣いに行ってください。そうすれば1000円あげるよ」といったものであり、約束であるのは明らかだろう。ポジティブ・サンクションが約束の一種なのだから、ネガティブ・サンクションも約束の一種であるはずである。脅しが命令でないのは、責任の観点からも明らかである。銀行員は金を出さざるをえないが、彼は金を出すことについて適合の責任を負っているわけではあるまい。

断言型、行為拘束型、質問型、依頼型の発語内行為では、責任を負うことになる者が責任を負うことを最終的に決定する。これは、**人は自らの意思によらずして自由を束縛されない**という原則に適った発語内行為である。そのため、これら4つの発語内行為は、誰が誰に対しても行なうことができる、という特徴を持っている。これに対し命令は、責任を負う者と責任を負うことを決定をする者が一致していない。これは尋常ではないことである。この特徴のために命令は、主張や約束以上に厳しい成立条件を負っており、誰が誰に対してもできるというわけではない。上官が部下に対してというように、特定の間柄でなければできないのである。脅しや助言が命令ではないという主張は、それが誰が誰に対してもできるという点からも支持されるだろう。

次節では、命令が成立するための成立条件について、命令と代理行為の類似性を梃子にして考察していきたい。

## 2. 命令と代理

### 2.1. 命令と代理行為の類似性

命令においては、適合の責任を課すのは命令する話し手であるのに対し、適合の責任を負うのは命令される聞き手であり、責任を負う者が、責任を負うことを決定する者と一致していない。命令とは、いわば他人の名において約束することなのである。

この点で、命令は代理行為とよく似ている。代理人が本人に代わって契約を結ぶ代理行為では、契約を締結する者は代理人であり、その契約の効力を負う者は本人だからである。命令と代理行為は、責任を負う者と責任を負うことを決定する者が一致しない、という特徴を共有しているのである。そこで、命令について考察を深めるために、民法学における代理についての蓄積された研究を参考にすることができるのではないか、という期待が生じる。

代理行為は、誰が誰に対してもできるというわけではない。それは当然であろう。Aさんが勝手に、見ず知らずのBさんの代理人になれるのであれば、社会の混乱は想像を絶する。それゆえ民法では、代理行為が有効になるために、代理人が一定の根拠に支えられた代理権〔authority〕を有していることを要求している。日本や英米では、代理は代理権の根拠の違いによって三種類に分類される。すなわち**任意代理**、**法定代理**、**表見代理**の三つである。ただし、表見代理は代理に特有の事柄であると考えられるので、詳細は付録2に回したい。

任意代理とは、本人が自らの意志で、ある人と委任契約を結び、代理権を与える場合を指す。委任契約は、専門家に問題の処理を依頼する場合や、本人が多忙な場合になされることが多い。野球選手が球団と契約する際に、金銭の交渉をする代理人を立てる場合などがその典型例である。任意代理ではこのように、代理権の根拠となるのは**先行する自由意志**である。

それに対し法定代理とは、本人が単独で社会生活を営むに足る分別がつかないために、本人の意志によらずに代理人を立てられる場合である。例としては、親が子供の代わりに学校の手続きをする場合や、知的障害者に対して成年後見人が立てられ、財産の管理が任される場合などがある。法定代理の背後には、未成年者や知的障害者が自らの意志で契約を結ぶよりは、その保護者が代わって契約を結んだ方が、本人にとってより幸せなはずであるという考え方がある。法定代理において代理権の根拠となるのは、このような**パターナリズム**の考え方である。

代理権と同じように、命令権〔command〕にも、先行する自由意志によって根拠付けられる場合と、パターナリズムによって根拠付けられる場合の二通りが存在するだろうか？存在する、というのが答えである。第一に、任意代理と同じように、命令権は被命令者の先だつ自由意志によって根拠付けられる場合がある。例えば、軍人は上官の命令に従わなければならないが、これは彼が軍隊に入隊した際に、「上官の命令には従う」という契約をしたためであると考えられるのである。一般に、何かの組織に属する者は、一定の範囲内で組織の指揮系統に従わなければならないが、その根拠は、彼がその組織に入る際に結んだ契約にあると考えられるだろう。だが、戦時中の日本のように、ある日突然「赤紙」が届き、自らの意志に反して軍隊に入隊させられた場合はどうなるのだろうか、と疑問を持つ者もいると思う。この問いは、つまるところなぜ国家は国民に命令できるのか、という問題に行き着く。この点については、次節で論じたい。

一方、法定代理と同じように、パターナリズムが根拠となって命令権が正当化される場合もある。それは、親が自らの子供に対して命令する場合である。親というのは、子供に対しては命令者であり、外部に対しては子供の代理人なのである。

代理行為と命令の類似点はそれだけではない。代理行為が無効となるパターンと、命令が無効になるパターンの間にも、対応関係があると思われるのである。代理行為が無効になるのは、代理人にそもそも代理権が無い場合と、代理権はあるが、代理人が与えられた権限の範囲を超えた代理行為を行なってしまった場合である。これらの場合は、原則としては本人に契約の効力が帰属

することはない。命令でも同様である。命令権のない者に「〇〇しろ」と言われても、それだけでは聞き手に責任が生じることはない。また、仮に話し手が聞き手に対する命令権を持っていたとしても、一般に命令できる範囲というのは限られているものである。例えば軍隊では、上官は作戦や軍の運営に関わることなら部下に命令できるが、いかに大将や元帥であっても、兵卒の家庭の事情に口をはさむ権限はないだろう。ただし、代理権を欠いた代理行為も、本人が事後承諾することで有効化できるように、命令権のない者に命令された者も、自らの意志で適合の責任を事後承諾することはできる。この場合被命令者は、無権の命令者に対して「はい、わかりました」と言えばよいのである。

ところがこの節の考え方は、そのままの形では、国家がなぜ国民に対して命令することができるのかを説明できない。というのも、人は自らの意志とは関係なしにある国に生まれつくので、組織の指揮系統に従うという意思表示をするような、入隊や入社に相当する機会は存在していないし、また国家は、親が子供の保護者であるような意味では、国民の保護者ではないからである。次節では、このことを主題にする。

## 2.2. 国家権力は何によって正当化されるのか？

国家の権力〔power〕は何によって正当化されるのか？この問題は政治学の分野でかつて大きな問題になったし、今でも大きな問題であり続けている。アナーキストは、国家権力は正当化されないから、国家など存在しない方がよいと主張する。アナーキストではない私たちは、これに対してどのように応じればよいだろうか？

国家権力の中には様々な要素に分けられるが、その中には少なくとも、行政法などの一定のルールに従って国民に命令することができるということと、法律を制定できるということが含まれている。制定される法律の中には、一般的な義務や禁止を銘記したものがあろう。このような法律は、その施行によって一定の範囲の人々に新たに責任を生じさせるため、命令の一種と考えてよいと思う。国家は国民に命令できる。これは、国家が警察力や軍事力や財力といったもろもろの実力〔force〕に基づいて、国民に一定の行動を取らせることができるということとは区別しなければならない。実力に基づいて人を動かすのは脅し賺しの類であり、それは約束の一種であることは前述した通りである。

この問題を考えるに当たって、ロバート・フィルマーとジョン・ロックの間でかつて行なわれた論争を引き合いに出すのは有益であると思う。というのも、この古い論争には、国家権力を正当化するために取ることができる典型的な二つの筋道が登場しているからである。

『家父長政論〔Patriarchy〕』の中でフィルマーは、絶対君主の権力は、全人類の祖先であるアダムの家父長権が、その直系の子孫である絶対君主に引き継がれたものであると論じた。彼がこの途方もない主張を正当化するためには、以下の三点を論証しなければならない。

(1) アダムは全人類に対する支配権を持つ

(2) アダムの死後は、アダムの直系の子孫がアダムの支配権を独占的に受け継ぐ



(3) 絶対君主はアダムの直系の子孫である

さらに、(1) を正当化するためには、以下の3つを論証する必要がある。

(1-1) アダムは全人類の祖先である

(1-2) 親の子に対する支配権は、子が成人してからも存続する

(1-3) 支配権には推移性がある

言うまでもなく、フィルマーの議論はことごとく間違っているのだが、フィルマーの主張をこのように分解すると、彼がどのような戦略で君主の権力を正当化しようとしたかを見て取ることができる。彼は、親が未成年の子供に対して持つ支配権という比較的自然的な観念を、局限まで拡大解釈することによって、絶対君主の権力を正当化しようとしたのである。このような考え方は、民衆は愚かだから君主や貴族が国を支配しなければ国は乱れてしまう、というパターンナリスティックな発想とも密接に結びついているだろう。

それに対しロックは、『市民政府論』においてフィルマーを徹底的に批判し、対案としてホッブズを端とする社会契約説を唱えたのであった。社会契約説とは、国家権力の正当性は、国民がそれに先だって、ある代表者に契約によって支配権を信託したことに由来すると考える説のことである。そしてこの考え方は、自由意志に基づく委任契約という考え方を、拡大解釈したものに他ならないのである。

国家権力を正当化するためにフィルマーとロックが持ち出してくる議論は、それぞれ、命令や代理が正当化される二つのパターン、すなわちパターンナリズムを根拠とするものと、先行する自由意志を根拠とするものとおおよそ対応している。しかし、国家権力の正当性の根拠として持ち出してくるものの違いによって、フィルマーとロックは、全く異なる帰結を導き出した。フィルマーは、上述のように特別な血縁関係の存在から王権を正当化しようとした。このようなロジックを採用する以上、彼は、現在の君主とその子孫以外の者が権力の座に就くことを容認できない。子供が親を選べないように、国民は君主を選べないのである。

ロックが革命的であったのは、国家権力が正当化されるのは国民が支配権を代表者に信託している限りのことである考えたことによって、抵抗権・革命権が国民に保障されるようになった点である。時の為政者は、単に契約によって一時的に権力を得ているだけなのだから、国民はいつでもそれを解約できるというわけである。これは、本人がいつでも代理人との委任契約を解消できることに平行である。現代の民主主義国家は、ロックの考え方にその思想的な基盤を負っている。そして私も、国家権力の正当性の根拠に関しては、ロックの考え方に賛成したい。

この節では、命令と代理行為の類似性に着目して、命令権の根拠を、先行する自由意志に基づく場合と、パターンナリズムに基づく場合の二通りに分類したが、私は、命令権の根拠がこの二通りに尽くされるとは考えていない。実際私は、話し手が持つ所有権やそれに類する権利が根拠と

なって命令が成立することがあるのではないかと考えている。この点については、付録3で論じることしよう。

### 3. 道徳と命令

#### 3.1. 道徳的言明は命令の一種ではない

道徳的言明がしばしば命令形で語られ、しばしば人を動かすというトリヴィアルな事実以上に、道徳と命令の間には深い関係があるのではないかと考える者がいる。このような考えにはさらに、道徳の言明は命令なのではないかという立場と、道徳の起源が命令なのではないかという立場を区別できよう。この節では、まず前者の立場について検討してみたい。

道徳に関わる言明、例えば「僕はその時太郎のことを無視するべきではなかった」、「君はもっと御両親のことを労ったほうが良い」、「おい、道端にタバコを捨てるんじゃない！拾え！」といったものを、「道徳的言明」と呼ぶことにしよう。そして、道徳的言明の命令主義、という次のような考え方について検討してみたい。

#### **道徳的言明の命令主義：道徳的言明の少なくとも一部は命令に分類される**

「少なくとも一部」と限定したのは、道徳的言明には上述のように、過去の行為を評価する、明らかに命令ではない言明も含まれているからである。私は、この道徳的言明の命令主義が、ヘアの指図主義〔prescriptivism〕と何らかの関係を持っているのではないかと考えている。しかし、ここではとりあえず両者は別々のものと考えて欲しい。ヘアの立場とここでの議論がどのように関係しているかを明らかにすることは、今後の私に課された宿題である。

道徳は、人のあるべき姿を指定し、そこからの逸脱は周囲の非難を招く。道徳は、1節でなした用語に従えば、適合の責任の一種と考えてよいと思う。道徳的責任は、道徳的なコミットメントとは違うということに注意して欲しい。道徳にコミットしていない悪人も、道徳的責任からは逃れられない。また逆に、フェミニストやベジタリアンのように、道徳が求める以上のコミットメントを自らに課す者もいる。「人を傷つけてはならない」「嘘をついてはならない」「誰かがひどく困っていて、自分に余力がある時は、なるべく援助するべきである」等々。人は、このような言葉への適合の責任を、常に背負いながら生きているのである。

私は、道徳的言明の命令主義は正しくないと思う。なぜなら第一に、命令は命令した時点で適合の責任を新たに生じさせるのに対し、道徳的言明は、たとえそれが命令形で語られる場合でも、既に存在する適合の責任について指摘するだけであるように思われるからである。先ほどの「おい、道端にタバコを捨てるんじゃない！拾え！」という言明を考えてみよう。このように叱られた者は、叱られたことによって初めて道端にタバコを捨ててはいけなくなるわけではあるまい。彼は昔から道端にタバコを捨ててはいけなかったのだが、それを改めて指摘されたのである。

第二に、道徳的言明は誰が誰に対してもできるのに対し、命令はそうではない。これは第一の指摘とも深く関係している。命令には聞き手に新たな責任を課す、という強い力があるため厳しい成立条件が課されているのだが、道徳的言明は、既に存在する責任を指摘するだけでそれを新

たには生み出さないで、そのような成立条件は必要ないのである。

確かに、命令と道徳はよく似ている。道徳がしばしば命令形で語られる、ということはそれを裏付けている。だが、「似ている」というだけでは何も話は進まない。どのような点が共通しているから、命令と道徳が似ているように感じられるのかが明確にされなければならない。そして私たちは、それができる地点に来ている。両者が共通している第一の点は、命令によって聞き手に課される適合の責任も、道徳における適合の責任も、〈世界を言葉に〉である点である。そして第二の点は、そのような適合の責任を負うことを、責任を負う者が自ら決めたわけではない、という点である。両者の共通点は、この二点に尽きるのではないだろうか。

特に、前者は重要である。というのも、しばしば指摘される「である」と「べし」の違いは結局のところ適合の方向の違いなのではないか、という示唆をそれは含んでいるからである。もしこれが正しければ、これは「である」と「べし」がどう違うかを説明したことになるのみならず、「である」と「べし」の他に、第三、第四の相互に還元不可能な形式が存在しえないということも明らかにしたことになるからである。

私は、道徳的言明は、発語内行為としては断言型、すなわち主張の仲間であると考えている。道徳的言明は、道徳的責任の存在についての主張なのである。それが主張であるという根拠は、それが誤りである可能性があり、誤ったときには言葉の方を修正せねばならず、また話し手が非難されるという事実求められる。例えば、古い考え方をもちた老医師が、若手医師に対して、「あの患者には検査で癌が見つかったことは言うてはいけない。言ったら心が乱されて、患者にとってよくないからね」と言ったとしよう。これも道徳的言明の一種であると思われるが、現在では誤った考え方であるとされる。老医師は、道徳的責任についての偽なる発言をしたのである。そして、この老医師は後に批判を受けることになるだろう。

道徳的言明に最も近い発語内行為としては、過去になされた約束についての主張というものを挙げることができる。例えば子供が親に対して、「12月になったらあのおもちゃを買ってくれるって、この前約束したじゃないか！」と主張する場合がそれである。

### 3.2. 道徳の起源は命令ではありえない

道徳起源の命令主義、という次のような立場を考えてみよう。

#### **道徳起源の命令主義： あらゆる道徳は、何者かが人間に命令したために生じた**

道徳の起源は何者かの命令なのではないかという発想は非常に大きな魅力を持っており、私の考えでは、ある種の宗教や、フロイト主義者、そしてレヴィナスもが、この立場に賛成している。そして、この何者かというのは、ある種の宗教によれば神であろうし、フロイト主義者によれば親であろうし、レヴィナスによれば他者（異邦人）、ということになる。だがここでは、道徳起源の命令主義というのは、宗教やフロイトやレヴィナスの意見とは独立した、一般的な立場だと考えてほしい。道徳起源の命令主義と、これらの立場との関係を研究することは、今後に残された課題である。

まず、道徳起源の命令主義は、一見すると大きな魅力を持っていることを確認したい。第一にこの考えは、道徳的責任における適合の方向が〈世界を言葉に〉であるのは、命令における適合

の方向が〈世界を言葉に〉であるからだと言明ができる。第二に、人は自らの意志によらず道徳的責任を負っているということは、命令では責任を負う者と責任を負うことを決定する者が一致していないからだと言明ができる。これらの点は、道徳的言明の命令主義でも同じであった。しかし魅力はそれにはつきない。新たに責任を生み出す、という道徳的言明の命令主義にとっては致命的であった命令の特徴が、道徳起源の命令主義にとってはむしろ大きな利点になるのである。なぜなら、それまで存在しなかった責任がある時点で生み出されるということこそ、道徳の起源を論ずる者が説明しなければならないことだったからである。

しかし、道徳起源の命令主義は承認しがたい。それはなぜかといえば、道徳の少なくとも一部は、発語内行為によって生み出されるというより、発語内行為が前提にしているものだからである。例えば、真実でないことを言うてはならない、約束は守らなければならない、命令には従わなければならない、といった道徳的責任を予め人が負っているものでなければ、発語内行為などそもそも成り立たないであろう。ここから言えることは、命令という発語内行為が可能になるためには、道徳の少なくとも一部分は予め前提されていなければならないということである。道徳起源の命令主義は、これによって論駁された。

## 付録

### 付録 1. 適合志向的言語行為の下位分類はこれで尽くされているか？

適合志向的言語行為の下位分類は、断言型、行為拘束型、命令型の三種類で尽くされているだろうか？適合の方向は二種類しかありえないし、責任を負うのも基本的には話し手と聞き手のいずれかであろうから、この問いは実質的には、適合の方向が〈言葉を世界に〉であり、なおかつ聞き手に責任を負わせるような言語行為があるのだろうかという問いへと変換できる。このような発語内行為に、仮に「発語内行為 X」という名前を与えることにしよう。発語内行為 X は存在するのだろうか？

発語内行為 X は存在しないように思われる。これは直感的には明らかである。ここでは、この直感が何に由来しているのかを明らかにしてみたい。言語行為に限らず一般にあらゆる行為について言えることであるが〈自由の無い所に責任なし〉という原則が存在する。私の考えでは、発語内行為 X はこの原則に抵触しているために存在しないのである。

適合志向的言語行為における責任とは、1.2 節で述べた適合の責任のことである。一方適合志向的言語行為における自由には、言葉を選ぶ自由、世界を変える自由の二種類がある。例えば断言型に属する主張では、適合の責任を負う話し手に言葉を選ぶ自由があるが、言葉を世界に適合させることが目指されている主張では、それへと適合が向かっていく世界の側は、変えることができない。この状況を〈自由度 1〉と表現することにしよう。行為拘束型に属する約束ではこれに対して、どのような約束をするかという言葉の選択の自由があり、それに加えて約束を守るかどうかの自由が話し手にはある。これは〈自由度 2〉と表現してよいだろう。質問や依頼は適合志向的言語行為ではないが、これらにも同じように自由度を割り振ることができる。質問では、質問に答えることによって適合の責任を負うのは聞き手であるが、聞き手はどのような返答をする

かについての自由がある。これは〈自由度1〉と表せよう。依頼においては、聞き手は依頼に応じるかどうかと、依頼を履行するかどうかの二つの自由があり〈自由度2〉である。それに対して命令では、聞き手には命令を拒否する自由はないが、命令を履行するかどうかの自由があるため、〈自由度1〉である。このように考えていくと、発語内行為 X には、言葉を選ぶ自由も世界を変える自由もないために、責任を負うべき聞き手が〈自由度0〉になってしまう（下図参照）。そして〈自由の無い所に責任なし〉の原則からすると、定義上聞き手に責任を負わせるという特徴を持つはずの発語内行為 X では、聞き手には責任を課せられなくなってしまうのである。これは矛盾であり、発語内行為 X が存在する、という前提がそもそも誤っていたことになる。

適合の責任\適合の方向	言葉を世界に	世界を言葉に
話し手が責任を負う	断言型／自由度1	行為拘束型／自由度2
聞き手が責任を負うよう促す	質問型／自由度1	依頼型／自由度2
聞き手に責任を負わせる	発語内行為 X／自由度0	命令型／自由度1

かくして、断言型、行為拘束型、命令型は、適合志向的言語行為の下位分類を尽くしていることが示された。反例を見つけたら教えていただきたい。ただし、以下のようなものは反例から除外してもらいたい。第一に、ひとしきりの発話で二つ以上の発語内行為を同時に行なっていると見なせる場合がある。例えば、契約の申し込み「1000円でその皿を売ってくれませんか？」は、皿を譲渡してくれないかという依頼と、皿を譲ってくれたら1000円を払うという、聞き手が依頼に応じることを発動条件とする条件付きの約束の組合せであると考えられる。また英語では「Shall I ~」という構文によって表現される片務的な提案「荷物をお持ちしましょうか？」は、一定の要望があるかどうかを聞き手に質問し、その質問の答え次第で発動する条件付きの約束をしているものと考えられる。

また、どの分類に位置づけられるかがあいまいな言語行為もある。例えば「来年には僕たち結婚します。」という発話は、約束であろうか？それとも主張であろうか？どちらであるかは、結婚の予定に関して、話し手にどれほど変更の余地があるかが関係しそうであるが、たいていそれははっきりしないだろう。

これらの例は、たしかに適合志向的言語行為の三つの下位分類にびたりとは納まらないのだが、分類の妥当性に重大な異議申し立てをするものではないと思われる。

## 付録2. 表見代理と命令

表見代理の概念を理解するために、次のような例を考えてみよう。BはAの経営する個人商店の店員として長い間働いており、C社からの商品の仕入れを任されていた。だがある日Bは、店の商品を私物化していたことでAとトラブルになり、解雇されてしまったとしよう。後日Bは、Aへの腹いせにC社に赴き、大量の高額商品をAの代理人と称して買い付け、現物を受け取った後に、「支払いはAに請求してくれ」と言って立ち去り、商品を持ったまま行方をくらましてしまった（内田、2000、p199の事例を一部変更）。

この場合、最後に B が C と売買契約を結んだ時点では A と B の間の委任契約は切れている。しかし、C に対して B の解雇を連絡していなかった A は、C に対して、代理関係の非存在を主張できない。なぜなら、C は長年 B が A の代理人をしていたことから B がまだ代理人であると自然に思い込んだのであり、突然その代理関係が解消されたという事情を知る由のない C が、C に B の解雇を知らせることもしようと思えばできたはずの A よりも不利に扱われるのは不公平だからである。このように、実際には代理関係はないのだが、代理関係があるかのような見せかけ [appearance] を作り出したことについて本人に責任があり、なおかつ契約の相手である第三者が、本当は代理関係が無いということを知らず (= 善意性の要請)、また代理関係が無いことを知らなかったことにつき過失が無い (= 無過失性の要請) 場合には、代理関係があったものとみなす、というのが表見代理 [apparent authority] の考え方である。表見代理の根拠となっているのは、ここからも明らかのように公平性である。

命令に表見代理に相当するものはあるだろうか? そのようなものは見つけられそうにない。というのも、そのようなものはありえないからである。表見代理はその構造上、本人と表見代理人のほかに、代理関係の非存在を知らない善意無過失の第三者が関与することが不可欠である。一方命令では、被命令者が、自らが目の前の命令者に命令権を附与したかどうかを知らない、ということはずありえないし、仮に知らなかったとしてもそれは無過失ではありえないだろう。

### 付録 3. クレーム

2 節で論じた命令は、人と人の特異な関係が根拠となっていた。それに対して、人と物の間の特別な関係が根拠となって、命令ができる場合があるように思われる。例えば、家主が自宅に勝手に侵入してきたセールスマンに対して、「出て行け!」と言う場合、女性が体を触ってきた男に対して「さわらないで!」と言う場合、あるいは本を取り上げたいじめっ子に、本を取られた子供が「それ返せよ!」と言う場合である。私はこれらの発言を「クレーム」と呼ぶことにしたい。

クレームは命令の一種であるように見える。なぜなら第一に、これらは依頼と違って聞き手に同意不同意の自由はないように思われるからである。第二に、これらは道徳的言明とは違い、すでに存在する適合の責任を指摘しているというよりは、新たに責任を生じさせているように思われるからである。例えば例のセールスマンは、家主に「出て行け」と言われる前は、屋内に居ることが暗黙の内に許可されており、「出て行け」という言葉によって、その許可が撤回されたと考えることができるだろう。そうだとするとこのセールスマンは、「出て行け」と言われることによって、初めて一定の適合の責任を負うようになったと考えられるのである。

クレームは、民法学において「**物権的請求権**」と呼ばれるものと、その延長線上に位置しているものが根拠となっているように思われる。物の所有者は、物の所有権を侵害した他者に、状態を回復するよう命令できる。自らの身体に対する侵害も、その延長線上で理解することができるだろう。クレームの成立条件は、話し手がある物に対して何らかの権利を持っており、聞き手がその物権を侵害している場合である。

#### 付録4. 呼びかけと問いかけ

1節では、質問は聞き手に主張を促すこと、依頼は聞き手に約束を促すことと説明したが、サールはそれと違って、質問や依頼を、命令と同様に相手に何かをさせる効力を持つ指令型の言語行為に分類したということは前述した。まずはサールが、質問や依頼のどのような点に着目して、命令に類似していると考えたかについて見てみよう。

質問された聞き手は、質問に答える責任を背負うわけではない。例えば、「今おいくつですか？」と突然質問された女性が、「そんなこと言いたくありません」と答えたとしても、女性は何ら非難される謂われはないだろう。聞き手は、話し手が求めている情報を与えないことも許されるのである。これは依頼も同様である。聞き手は依頼を断ることができる。前述のように、これこそが依頼と命令の最大の相違点なのである。質問や依頼が命令の仲間だとされるのは、それによって聞き手に何らかのレスポンスをしなければならなくなる、という点に着目してのことなのである。つまり質問や依頼は、何らかのレスポンスをせよ、という命令だというわけである。この命令に対する違反は、聞き手がうんともすんとも言わずに、話し手を無視して立ち去ってしまった場合に生じる。

だが、何らかのレスポンスをせよ、という命令の効力は、サールが表出型に分類する呼びかけや挨拶にも含まれている。たとえば、通りすがりの人を呼び止めるために「すみません」と言う場合や、自分から先に「こんにちは」と挨拶する場合、聞き手が全くレスポンスをせずに無視して通り去るのは大変失礼である。またレスポンスの命令は、通常の命令にも付随する形でも含まれているだろう。上官に命令された部下は、ただ無言で命令に従えばいいわけではなく、命令を確かに承った、ということを示すために「ラジャー」とか「イエス・サー」とか「はい、分かりました」などと返事をしなければならないのである。

『全体性と無限』の中でレヴィナスは、倫理性の起源を人と人との対面関係〔vis-à-vis〕の中に求めようとした。レヴィナス曰く、私が他者に呼びかけられたり、問いかけられたりするとき、何らかのレスポンスをしなさいと命令されることが、道徳的な責任〔=responsibility〕の起源だというわけである。この考え方は興味深い、私は全く賛成できない。なぜなら、3節でも述べたように、道徳は発語内行為を可能にする前提条件であって、発語内行為によって生み出されるものではないからである。

#### 付録5. 許可について

許可は禁止の反対である、と言われる。サールは、許可は禁止の「発語内的否定〔illocutionary negation〕」だと主張した。Pという命題的内容を持つ命令を「!(P)」と表すことにすると、Pの許可は、

~! (~P)

と表せるというのである(サール、『表現と意味』、2006年、p36)。しかし、「発語内的否定」というのは一体何であろうか? 「!(~P)」は、Pの禁止を意味している。ここまでは問題ない。とすれば、その発語内的否定は、Pの禁止ではない、ということの意味しているのだろうか? 確かに、許可は禁止ではないだろう。しかし許可は、単に禁止ではないというだけでなく、

ある積極的な意味を持った行為であるはずである。では許可とは、何をすることなのだろうか？

この問題に対して大きなヒントとなるのは、ある時点で「P してはならない」と禁止し、その後で「P してもよい」と許可すれば、責任関係は全体としては元の状態に戻る、という事実である。確かに許可は禁止の反対なのであるが、それは肯定に対してその否定が反対であるような意味においてではなく、演算に対してその逆演算が反対であるような意味においてなのである。すなわち、禁止がそれまで存在していなかった適合の責任を新たに生み出すのに対し、許可はそれまで存在していた適合の責任を取り去るのである。「P」の前と「！」の前に同じ否定の記号「～」を用いてしまっているサールは、「反対」のこの意味の違いを見落としている。サールはおそらく、禁じられている状態〔state of being forbidden〕と許されている状態〔state of being permitted〕の間にある関係と、禁止する行為〔act of forbidding〕と許可する行為〔act of permitting〕の間にある関係を混同してしまったのである。禁じられている状態と許されている状態の関係が、肯定がその否定に対してそうであるような意味での反対の関係にある、というのは確かに正しい。

許可をこのように理解するなら、許可と類縁の発語内行為はほかにも存在することが分かる。例えば赦免することは、広い意味で理解された賠償責任を取り去る言語行為と見なせるだろう。（余談であるが、許可と赦免はどちらも「ゆるす」ことであるために、日本人はこの類縁性に気付きやすいが、両者は漢字では「許」と「赦」と区別され、また英語では「permit」や「allow」と、「forgive」と区別されるため、中国人や英米人はその類縁性に気付きにくいのではないだろうか。）また免除というのは、納税や兵役などの公的な義務を取り去ることであるが、義務というのは適合の方向が〈世界を言葉へ〉であるような適合の責任の一種だと思われるので、免除も許可の仲間であることが分かる。さらに撤回というのは、先だつ適合志向的言語行為によって生み出された適合の責任を取り去る発語内行為である。このように、許可すること、赦免すること、免除すること、そして撤回することは、共にそれまで存在していた適合の責任を取り去る、という発語内的効力を持った言語行為として括り分けることができるのである。

## 付録6. 言語行為に先だつ責任

道徳起源の命令主義に対する批判は、命令以外の言語行為、例えば約束によって道徳が誕生したという発想に対しても当てはまる。神と十戒の契約が成される以前から人が嘘をついてはいけなかったのなければ、契約などそもそも不可能だっただろう。同じ論点は、ホップズの「リヴァイアサン」にも当てはまる。万人の万人に対する闘争状態において、どうして契約などということが可能となるのだろうか？

ある映画の登場人物の台詞に「約束はしたが、約束を守るとは言っていない」と言い訳するものがあつた。もし約束が有効になるために、その約束自身とは別に、その約束を守るという約束が必要なのだとしたら、約束など永久に成立しないであろう。なぜなら、約束を守るという約束も、それが有効になるためには約束を守るという約束を守るという約束が必要となり・・・、というように無限背進が避けられないからである。全く同じ論点であるが、主張が有効になるために、その主張とは別に、主張が真であるという主張が必要なのだとしたら、およそ主張をすることなど不可能である。また、命令が有効になるために、命令に従いなさいという命令が別途必要なのだとしたら、一生命令などできるはずがない。というのも、命令された者は、「確かに命令は



されましたよ、でも命令に従えとは命令された覚えはないですね」とぬけぬけと言い逃れるだろうから。ここから得られる教訓は、適合志向的な言語行為が可能になるためには、適合志向的な言語行為によって生じたのではないような責任が予め存在していなければならないということである。

その点で、ロックの社会契約説は賢明であった。彼は初期状態においても自然法（これは道徳に毛が生えたようなものだ）が成り立っていると考え、社会契約の基盤に自然法があると考えたからである。

## 参考文献

- ジョン・R. サール 『表現と意味』 山田友幸監訳、誠信書房、2006年。  
J. L. オースティン 『言語と行為』 坂本百大訳、大修館書店、1978年。  
R. M. ヘア 『道徳の言語』 小泉仰・大久保正健訳、勁草書房、1982年。  
ジョン・ロック 『市民政府論』 鵜飼信成訳、岩波書店、1968年。  
E・レヴィナス 『全体性と無限』 熊野純彦訳、岩波書店、2006年。  
内田貴 『民法I』 第二版補訂版、東京大学出版会、2000年。  
Goldman, A. *A Theory of Human Action*, Princeton University Press, 1970.  
G. H. L. Fridman, *The Law of Agency*, 7<sup>th</sup> ed. London: Butterworths, 1996.